

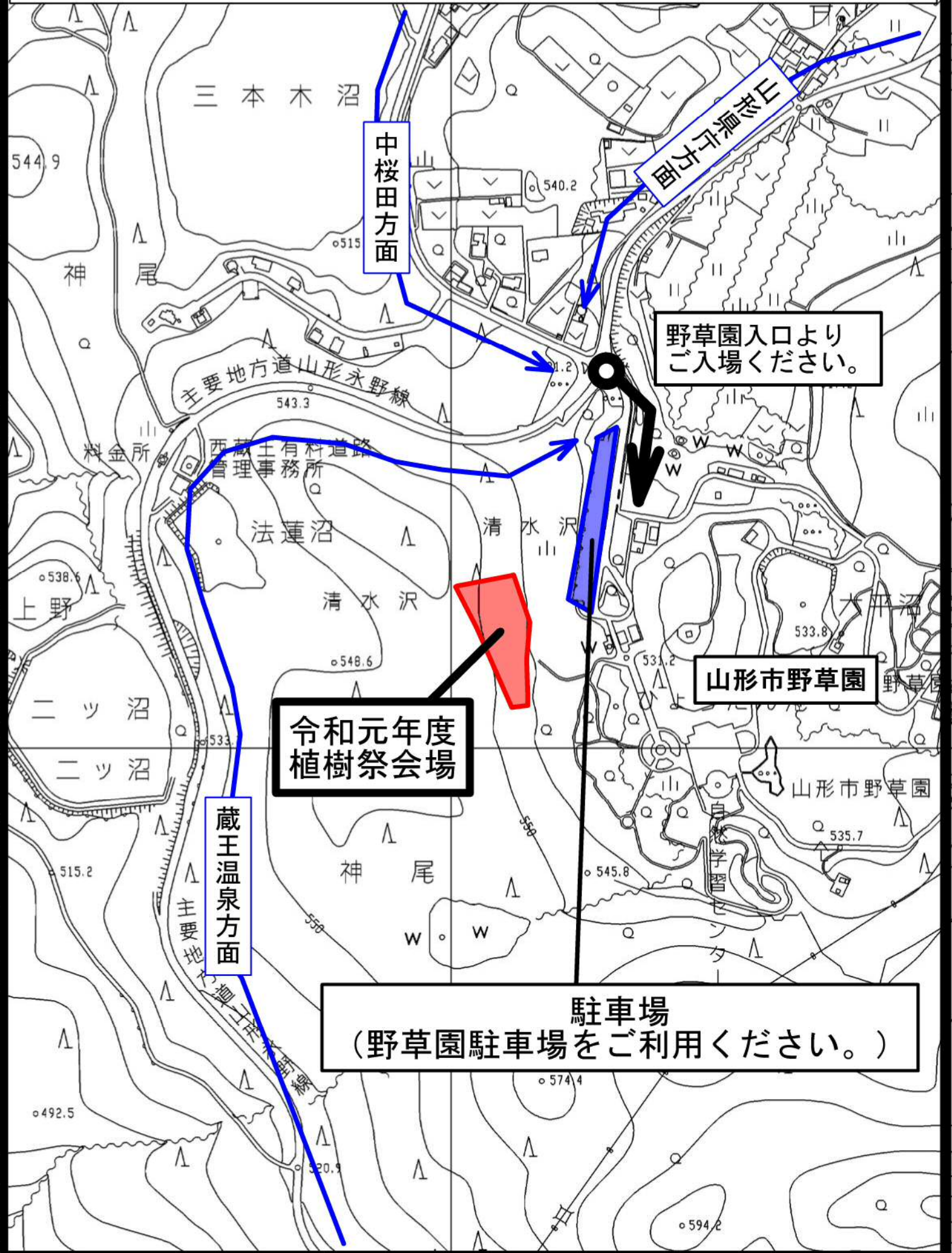
市制施行130周年記念事業 第69回 山形市植樹祭の開催について

- 開催日時
令和元年9月27日（金） 午前10時30分～午前11時30分（雨天決行）
- 会場
山形市大字神尾地内市有林（山形市野草園隣接地・別図参照）
- 植樹面積 約0.5ha
- 内容
 - 植樹木：少花粉スギ（※） 1,200本
（代表者植樹は4名、樹種はオオヤマザクラ）
（※）少花粉スギは、通常のスギ花粉の100分の1の量に改良したもの
 - 今年度は「天皇陛下御即位記念分収林造林事業」として実施します。
 - 植樹祭参加者は、当日無料で野草園をご利用いただけます。
- 参加案内者 約650名
 - 森林林業関係者（山形地方森林組合長、市内各生産森林組合長ほか）
 - 国・県の関係者（山形森林管理署長、山形県村山総合支庁長ほか）
 - 市の関係者（市議会議員《議長、産文委員、林活議員連盟役員、地元選出議員》、市関係部課長）
 - 地元自治会（神尾町内会、滝山地区振興協議会、蔵王開発推進協議会）
 - 地元小学校（滝山小、蔵王第二小）
 - 緑の少年団（東沢小、蔵王第三小、みはらしの丘小、西山形小、県立山形養護学校、宮浦キッズクラブ）
 - 緑の幼年団（金井幼稚園、金井こども園、南山形幼稚園、南山形すくすく保育園、あおぞら幼稚園、キンダーこども園、キンダー南館こども園、嶋ほいくえん）
 - ボランティア団体など
- 当日の流れ
 - ①オープニングアトラクション（緑の少年団、緑の幼年団の歌）
 - ②感謝状贈呈（4名）
伊藤 房明 氏 向田 作右エ門 氏
滝口 孝一 氏 武田 恒雄 氏
※市有林管守人を務め、今年3月に退任された方々
 - ③市長あいさつ
 - ④来賓祝辞（市議会議員長、山形森林管理署長、村山総合支庁長）
 - ⑤代表者植樹（市長、議長、署長、支庁長）
 - ⑥記念植樹（参加者全員）

※取材のための駐車場については、「野草園」の駐車場を利用ください。

問い合わせ先
農林部森林整備課
TEL023-641-1212 内448

第69回山形市植樹祭会場位置図



中桜田方面

蔵王温泉

野草園入口より
ご入場ください。

令和元年度
植樹祭会場

山形市野草園

蔵王温泉方面

駐車場
(野草園駐車場をご利用ください。)

令和元年度屋外広告物適正化旬間の取り組みについて

1 目的 平成31年4月の中核市移行に伴い、県から移譲された屋外広告物業務について、国土交通省が設定する適正化旬間に合わせ、山形市屋外広告物条例の普及啓発、違反屋外広告物の是正や良好な景観形成に対する市民や企業の意識啓発等を推進する。

2 期間 令和元年9月1日（日）～10日（火）

3 内容 (1) 安全点検啓発活動
徒歩にて巡回パトロールを行い、壁面看板等の広告物の所有者等に対し、安全点検実施を促す啓発チラシや屋外広告物パンフレットを配布する。
(2) 違反指導活動
車両にて巡回パトロールを行いながら、屋外広告物規定の順守を指導し、違反物件の削減を目指す。

4 スケジュール

実施日	時間	場所	内容
9月2日（月）	午前10時～午後3時	七日町大通り	安全点検啓発活動
9月3日（火）	午前10時～午後3時	駅前大通り	安全点検啓発活動
9月4日（水） ～9月10日（火） ※土日を除く	午前10時～午後3時	市内一円	違反指導活動

5 協力団体 山形県屋外広告美術協同組合

問い合わせ先
まちづくり政策部まちなみデザイン課
TEL 023-641-1212 内525

屋外広告物の安全点検と点検結果報告をお願いします

近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物が落下又は倒壊する事故が発生しており、屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められています。

平成31年4月1日、山形市の中核市移行に伴い、これまで山形県が行っていた山形市内の屋外広告物等に関する許可事務が山形市に移譲されました。

山形市屋外広告物条例において、公衆に対する危害の防止のために屋外広告物の表示・設置者に対して定期的な点検と、必要に応じ補修その他の措置を講じるよう義務化しております。

1 屋外広告物の安全点検

屋外広告物の表示者・設置者に対して、屋外広告物の劣化等の状況の点検をお願いします。

(許可の要・不要を問わず、次の屋外広告物を除く全ての屋外広告物が点検の対象です。)

【点検の対象から除外される屋外広告物】

- 電力柱等利用広告 (ただし、袖看板は点検対象)
- はり紙
- はり札等
- 立看板等
- 広告幕
- 広告旗
- アドバルーン
- 道路標識

2 安全点検は有資格者

点検を行う有資格者は、屋外広告物の種類ごとに次のとおりです。

	建植広告 (うち特殊装置広告)	壁面利用広告 (うち特殊装置広告)	屋上利用広告 (うち特殊装置広告)	袖看板 (うち特殊装置広告)
・屋外広告士 ・日広連 ^{※1} 開催の点検技能講習会修了者	○ (○)	○ (○)	○ (○)	○ (○)
・一級建築士 ^{※2} ・二級建築士 ^{※2} ・一級建築施工管理技師 ^{※2}	○ (×)	○ (×)	○ (×)	× (×)
・第一種電気工事士 ^{※2} ・第二種電気工事士 ^{※2}	× (×)	× (×)	× (×)	○ (×)
・特種電気工事資格者 ^{※2}	× (○)	× (○)	× (○)	○ (○)

※1 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会

※2 上記資格を有し、なおかつ自治体が開催する屋外広告物講習会を修了していること

点検できる有資格者を探したいのですが...

山形県内であれば、

『山形県屋外広告美術協同組合』に相談いただくことができます。

ホームページをご覧ください。

3 安全点検の結果報告【許可の更新申請時】

許可を受けた屋外広告物の表示・設置者は許可の更新申請の際に、3ヵ月以内に実施した点検結果の報告を行ってください。

(許可申請の必要がない屋外広告物の場合、点検は義務付けられますが、安全点検結果報告は不要です。)

報告には次の書類等が必要です。

- ◇屋外広告物等安全点検結果報告書
 - ※ 山形市指定の様式です。
- ◇点検の状況を明らかにしたカラー写真
 - ※ 任意の書式にカラー印刷したものでも可
 - ※ 現況の全景（点検後に撮影）や点検の様子のほか、必要に応じて異常箇所の補修前後の写真
- ◇点検を行った者の資格を有することを証する書類の写し
 - ※ 登録証、修了証、免許証、合格証、証明書などの写し

4 修繕が必要な代表的な例



ブラケット・取付部の腐食



支柱、ベース、アンカーの錆び



広告板底部の腐食



基礎部にひび割れ



屋外広告物本体の傾き



照明の一部不点灯

5 お問い合わせ先

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市まちづくり政策部 まちなみデザイン課 屋外広告物係

TEL : 023-641-1212 (内線 525・526) FAX : 023-624-8903

E-mail : machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp

※ 9月1日～9月10日は、「屋外広告物適正化旬間」としております。